

## 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査対象部署	2
4	監査の期間	3
5	監査の方法	3
6	監査の着眼点	3
第2	監査の結果	4
	江戸東京博物館（本館）	4
1	資料の収集方針を明確化すべきもの	4
2	収蔵品の現物調査を実施すべきもの	4
3	預り収蔵品について、相手方に定期的な現物確認を求めるべきもの	5
4	自主事業分（東京都歴史文化財団に所有権があるもの）の物品（収蔵品以外）の管理状況について	5
(1)	固定資産（財産管理規程上の固定資産）の現物調査を実施すべきもの	5
(2)	什器備品カードを作成すべきもの	5
5	受託事業分（東京都に所有権があるもの）の物品（収蔵品以外）の管理状況について	6
(1)	委託費等で購入、制作される受託事業分の物品について、規程どおりの物品引渡しを行うべきもの	6
(2)	物品の現物調査を実施すべきもの	6
6	受託事業、自主事業の区別を厳密に行うべきもの	7
	江戸東京博物館（たてもの園）	8
1	たてもの園に復元予定の建築物に係る保管費用の発生を回避すべきもの	8
	東京都現代美術館	9
1	管理手数料（ミュージアムショップ）の管理につき検討を要すもの	9
2	物品（収蔵品以外）の数量確認を実施すべきもの	9
3	借用動産の管理を改善すべきもの	9
4	美術品の活用に関し検討を要するもの	10
5	カタログの発注数量の決定方法に関し検討を要すべきもの	11
	東京武道館	12
1	物品の現物管理において、一品ごとの品名設定を行うべきもの	12
2	物品の現物調査を実施すべきもの	12
3	借用動産についても、物品に準じた現品管理を行なうべきもの	12

東京国際フォーラム	13
1 財団の課税所得計算につき検討を要するもの	13
2 アートワークの現物調査を実施すべきもの	14
3 賃借物品について、管理制度を確立すべきもの	14
4 物品の買替、更新、廃棄について規程の整備等を実施すべきもの	15
5 会議室の稼働率向上を図るべきもの	15
東京国際展示場	16
1 総合事務管理システムを改善すべきもの	16
(1) 総勘定元帳等の諸帳票を作成できるように改善すべきもの	16
(2) 債権管理メニューにつき改善を要するもの	17
2 警備業務の委託契約方式につき、複数年度方式とすべきもの	18
第3 意見	19
各施設に共通する事項	19
1 各施設の主管部門及び財務局営繕部において対応の検討が望まれること について	19
(1) 長期的な視点に基づいた施設設備の維持管理の仕組みについて	19
(2) 修繕の基礎となる図面情報の効率的・効果的な活用について	20
江戸東京博物館（本館、たてもの園共通）	21
1 長期修繕計画等について	21
2 決裁手続の効率化について	21
3 東京都歴史文化財団全体としての指名業者等選定委員会の設置について	22
4 博物館として維持すべき基礎的技術の開発や技術の伝承について	22
5 東京都歴史文化財団による館の自主的・自律的運営について	23
江戸東京博物館（本館）	24
1 利用者から見た江戸東京博物館の満足度について	24
(1) 施設満足度に関して	25
(2) 入館者に接する要員に対する満足度に関して	26
(3) アンケート調査を充実させるために検討が望まれる今後の課題	27
2 貸出施設の使用目的及び使用料を弾力化し、収益増を図ることについて	28
江戸東京博物館（たてもの園）	29
1 たてもの園のこれからの運営計画を明確にすることについて	29
2 入園者の実態把握について	29
3 入園者向け普及活動の充実について	30
東京都現代美術館	31
1 契約金額と契約目途額との乖離の程度について	31
2 長期修繕計画について	31

東京武道館 .....	32
1 東京武道館の勤務体制について .....	32
2 施設への小規模な造作等に関する、設計者との協議について .....	32
3 長期修繕計画について .....	33
東京国際フォーラム .....	34
1 東京国際交流財団の固有職員の処遇について .....	34
2 施設に対し行う造作について .....	34
3 長期修繕計画について .....	35
東京国際展示場 .....	36
1 今後検討が望まれる課題について .....	36
(1) 運営の効率化について .....	36
(2) 修繕計画について .....	36
(3) リスクの軽減について .....	37
(4) 周年稼動について .....	37

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく包括外部監査

### 2 監査の対象

公の施設等の管理について

#### (事業等の概要)

施設名	事業の目的	開業	所在地	延べ面積	東京都よりの委託費等
江戸東京博物館	江戸・東京の歴史と文化に関する活動やそれを通じた交流の拠点	平成5年 3月	墨田区 網	48,513 m <sup>2</sup>	42億3,771万円
東京都 現代美術館	現代美術を中心とする美術作品等の収集・展示・保管及び美術に関する活動の場を提供し、教養・学術及び文化の発展に寄与する施設	平成7年 3月	江東区 好	33,515 m <sup>2</sup>	20億4,536万円
東京武道館	武道の普及振興を図り、都民のスポーツ・レクリエーションの発展と健康で文化的な生活の向上に寄与する施設	平成2年 2月	足立区 瀬	17,605 m <sup>2</sup>	5億6,792万円
東京国際 フォーラム	国際都市東京における、文化・情報・国際交流の都民活動の総合拠点	平成9年 1月	千代田区 丸の内	145,077 m <sup>2</sup>	
東京国際展示場	見本市・展示会・会議・イベント等多様なコンベンション需要に対応した、ビジネスチャンスの拡大と世界都市東京にふさわしい産業・文化の発展と交流に寄与する施設	平成8年 4月	江東区 有明	230,873 m <sup>2</sup>	

「東京都よりの委託費等」は、平成10年度に管理委託等をされている団体に対して、東京都より支出された額である。

### 3 監査対象部署

(1) 江戸東京博物館

〔東京都生活文化局  
財団法人東京都歴史文化財団〕

(2) 東京都現代美術館

〔東京都教育庁  
財団法人東京都生涯学習文化財団〕

(3) 東京武道館

〔東京都教育庁  
財団法人東京都生涯学習文化財団〕

(4) 東京国際フォーラム

〔東京都生活文化局  
財団法人東京国際交流財団〕

(5) 東京国際展示場

〔東京都労働経済局  
株式会社東京国際貿易センター〕

この他に、社団法人東京国際見本市協会に対して関係人として調査を行った。

#### 4 監査の期間

(1) 江戸東京博物館

生活文化局 ..... 平成 11 年 7 月 15 日  
財団法人東京都歴史文化財団 ..... 平成 11 年 8 月 3 日 ~ 平成 11 年 8 月 6 日

(2) 東京都現代美術館

教育庁 ..... 平成 11 年 7 月 15 日  
財団法人東京都生涯学習文化財団 ..... 平成 11 年 10 月 4 日 ~ 平成 11 年 10 月 7 日

(3) 東京武道館

教育庁 ..... 平成 11 年 7 月 15 日  
財団法人東京都生涯学習文化財団 ..... 平成 11 年 10 月 18 日 ~ 平成 11 年 10 月 20 日

(4) 東京国際フォーラム

生活文化局 ..... 平成 11 年 7 月 15 日  
財団法人東京国際交流財団 ..... 平成 11 年 7 月 26 日 ~ 平成 11 年 7 月 29 日

(5) 東京国際展示場

労働経済局 ..... 平成 11 年 7 月 14 日  
社団法人東京国際見本市協会 ..... 平成 11 年 9 月 6 日及び平成 11 年 9 月 7 日  
株式会社東京国際貿易センター ..... { 平成 11 年 9 月 8 日及び平成 11 年 9 月 9 日  
平成 11 年 9 月 20 日及び平成 11 年 9 月 21 日

#### 5 監査の方法

この監査の実施に当たっては「公の施設等の管理」が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかにかんして主眼をおき、財務事務に係る監査のほかに、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに現場視察等必要と認められた監査手続を実施した。

#### 6 監査の着眼点

- (1) 各施設の管理・運営が、関係法令及び契約に基づき適正に行われているか。
- (2) 各施設の管理・運営方法が、最小の費用で最大の効果をあげるようにしているか。

## 第2 監査の結果

江戸東京博物館（本館）

### 1 資料の収集方針を明確化すべきもの

「考古収蔵庫・生活民俗収蔵庫4」を中2階化し、また「生活民俗収蔵庫5」に壁面パネルを設置している。これは収蔵率が上昇し収蔵庫が手狭となってきたために、当初予定していない工事を行なったものである。

収蔵率が上昇している一因として、類似資料の重複が挙げられる。例えば、資料番号92004172～92004194 守妙湯看板（縦）23件及び資料番号92004195～92004204 守妙湯看板（横）10件は各々非常に類似した資料である。資料が重複する主な理由は、以下のとおりである。

コレクション等を一括して寄贈を受けた時に、資料が重複していること。

開館前、資料の大量収集時に重複しているかどうか不明なまま受け入れたこと。  
また、資料の分類整理に時間がかかったこと。

一旦、収集すると東京都の資産であるとか、江戸東京博物館を指名して寄贈を受けたものは他へ譲渡しづらい等の理由により交換等が難しい。

収集方針をより明確にし、収集段階で極力重複を避けるようにされたい。

（生活文化局、東京都歴史文化財団）

### 2 収蔵品の現物調査を実施すべきもの

収蔵品については、新たな分類基準に基づくバーコード管理を行うため、現在バーコード付けの作業中である。コンピュータによる受払いを行い、ロケーション管理を行っている。しかし、定期的な現物調査は予定されていない。

年に一度は現物調査を行い現品の有無を確認することが望ましいが、30万点を超える数量ということもあり、ブロック毎に分けて2年～3年かけた循環的な現物調査とすることも次善の策として考えられよう。たとえ長期にわたり展示される機会がなく収蔵庫に保管され続ける収蔵品があったとしても、現品の有無等が定期的にチェックされる機会を設けることが必要である。バーコードを付した単位で、現物の有無を確かめ保管状態に異常が発生していないかどうかをチェックするために、現物調査を実施されたい。

（生活文化局、東京都歴史文化財団）

3 預り収蔵品について、相手方に定期的な現物確認を求めるべきもの

収蔵品には東京都所有ではないものもある。例えば、民間企業から江戸期の小判等の貨幣を一定期間預っているが、こうした預り品の管理にも留意しなければならない。江戸東京博物館として財団法人東京都歴史文化財団(以下「東京都歴史文化財団」という。)は、東京都所有の収蔵品同様の管理を行うばかりではなく、預り先に対しても定期的に現物の確認をするよう求め、保管責任を限定する等の対策も検討されたい。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)

4 自主事業分(東京都歴史文化財団に所有権があるもの)の物品(収蔵品以外)の管理状況について

(1) 固定資産(財産管理規程上の固定資産)の現物調査を実施すべきもの

東京都歴史文化財団の財産管理規程によると、毎会計年度1回以上は固定資産台帳と現物を照合し帳簿の訂正等を実施することとなっているが、現状は実施されていない。

台帳と現物との照合を必ずしも一斉に実施する必要はないが、循環でよいので現物との照合を実施し使用状況をその際に調査し、遊休化しているものがないかどうかを確認されたい。

(2) 什器備品カードを作成すべきもの

東京都歴史文化財団の財産管理規程によると、物品のうち什器備品についてはその受入状況や使用状況の確認のため「什器備品カード」を作成することとなっているが、現状では作成されていない。

規程どおり実施されたい。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)



- 5 受託事業分（東京都に所有権があるもの）の物品（収藏品以外）の管理状況について  
 (1) 委託費等で購入、制作される受託事業分の物品について、規程どおりの物品引渡しを行うべきもの

東京都江戸東京博物館施設設備及び物品管理業務実施要領第 11 によれば、東京都歴史文化財団が購入、制作した受託事業に係る物品については「物品引渡書」に基く報告をすることにより、東京都に引き渡すものと規定されている。「物品引渡書」を作成すれば、以後は東京都所有の物品として東京都歴史文化財団が現物管理を行うこととなる。しかし現在は、什器備品費のみから「物品引渡書」を作成しており、他の費目からは「物品引渡書」を作成していない。この結果、施設に現物があるにもかかわらず、東京都所有の物品としても東京都歴史文化財団所有の物品としても管理対象とならないものが存在することになる。監査の結果、例えば次のもの（表 1）が委託費として費用処理されたまま「物品引渡書」が作成されていなかった。

（表 1）

伝票日付	摘 要	金額（税込）
10.12.17	「考古収蔵庫・生活民俗収蔵庫 4」の積層化、「生活民俗収蔵庫 5」の壁面パネルの設置	2,237 万円

委託費等で購入、制作され東京都の物品となるものについては、東京都歴史文化財団での勘定科目がなんであれ、規程どおりもれなく物品引渡書を作成し、引渡しを行うべきである。

- (2) 物品の現物調査を実施すべきもの

物品の現物調査が実施されていない。

江戸東京博物館の施設設備及び物品の維持管理は東京都からの受託業務である（委託契約書第 2 条 (41)）ので、それを区分管理するためには、例えば、東京都歴史文化財団の固定資産管理システムに受託部門コードを設定して東京都歴史文化財団所有の物品とともにデータ入力するか、もしくは、受託物品専用の管理システムを構築する等して受託業務に係る現物を区分管理する体制をとることが望ましい。その上で、当該システムによる帳簿残高と現品を循環的に照合し、即ち、現物調査を実施し、物品の实在性を確かめ、また、遊休化していないかどうかを調査し遊休化しているのであれば有効な使用方法等を検討すべきである。

（生活文化局、東京都歴史文化財団）

6 受託事業、自主事業の区別を厳密に行うべきもの

平成 10 年度の江戸東京博物館特別会計においては、本来受託事業経費に区分すべき「江戸博要覧」、「各国語パンフレット」、「みてみよう」等の制作費が自主事業経費に含まれている（これらの制作費のうち印刷製本費に係るものの合計金額 4,256 万円）。

これらのパンフレット等の発行事業は、受託事業たる博物館施設を提供するために必要な事業と考えられるので、これらに係る費用は自主事業経費ではなく受託事業経費に区分されたい。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)

## 江戸東京博物館（たてもの園）

### 1 たてもの園に復元予定の建築物に係る保管費用の発生を回避すべきもの

たてもの園において復元して展示するために、平成7年度から平成9年度にかけて解体された万徳旅館、土居邸及び松平邸の部材が運送業者の倉庫で保管されている。解体部材の保管料は概算で年間 39,153 千円である。このほかに、薫煙等の費用も発生している。

解体部材が保管されなければならないのは、予算等の面で復元工事分の手当てがなされる時期を待っているためである。

解体から復元までは一連の作業であり、途中の保管費用は本来回避可能な費用である。復元を行うことを決定し解体に取り掛かった上は、一日も早く復元を行なうことがトータルでの費用を低く押さえることになる。東京都は、部材を保管中の建物については早急に復元されたい。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)

## 東京都現代美術館

### 1 管理手数料（ミュージアムショップ）の管理につき検討を要すもの

財団法人東京都生涯学習文化財団（以下「東京都生涯学習文化財団」という。）は、東京都教育委員会から教育財産の目的外の使用許可を受け、東京都現代美術館内にミュージアムショップを開設している。ミュージアムショップの運営はA社に委託しており、東京都生涯学習文化財団は同社より管理手数料として総売上高の一定割合を収受することとしている。

現在、この管理手数料の納入は、A社が発行する毎月の売上報告書に基づいて実施されている。売上報告書には売上金額は記載されているが、売上金額を証する記録資料が添付されていない。

また、管理手数料が正確かどうかを検証する作業がA社の報告に基づいて行われているが、その証跡が残っていない。

管理手数料の検証作業に必要な資料の添付をA社に求めること、及び、管理手数料の検証作業の証跡を残すことを実施されたい。

（教育庁、東京都生涯学習文化財団）

### 2 物品（収蔵品以外）の数量確認を実施すべきもの

東京都と東京都生涯学習文化財団との業務委託契約書中の物品の取扱要領第8条によれば、受託期間満了後の保全物品（東京都より管理を委託された物品）については、数量等を「保全物品一覧表」と照合し、「物品現在高調書兼物品引渡書」により東京都に返還することになっているが、数量等の照合を行っていない。

現物と「保全物品一覧表」との照合を実施されたい。

（教育庁、東京都生涯学習文化財団）

### 3 借用動産の管理を改善すべきもの

リース会社等よりの借用動産の管理方法についての定めがなく、定期的な現物調査を行う体制が確立されていない。借用動産についても、保管責任が東京都生涯学習文化財団にあることから、保全物品に準じた管理を行うべきである。

なお、東京都現代美術館管理課では、契約を管理するため、借用動産の品名、台数、業者、設置場所、契約期間を記載した借用契約の一覧表を自主的に作成している。こうした一覧表を活用し、現品管理の精度向上を図られたい。

（教育庁、東京都生涯学習文化財団）

#### 4 美術品の活用に関し検討を要するもの

収蔵品のうち、昭和 63 年度から開館（平成 7 年）までの開館準備期間に購入され、東京都現代美術館において常設展ないし企画展の展示品としての使用実績がなく、また、他の美術館へ貸出した実績もないもののうち、購入価格が 1,000 万円以上のものは表 2 のとおりである。

これらの収蔵品の購入に当たっては、すべての収蔵品が所定の手続を経ているので手続上の問題はない。また、美術品には代替性がなく適切な購入時期の判断が難しいので、すべての作品が購入後直ちに使用されていないことに関し、性急な論評はできない。しかし、都民の負担において購入された美術品の一部に利用されていないものがあることは検討に値する状況である。

現在のところ、収蔵品の使用実績は把握されているものの、その情報をもとにした有効活用方法が検討されていない。収蔵品の使用実績をもとにした有効活用方法について検討されたい。

（表 2）未活用収蔵品（1,000 万円以上）

（単位：万円）

作品種別	作家名	作品名	購入価格	備考
油彩画	荒川修作	ブランク・ステーション	5,356	
日本画	加山又造	白い裸婦の習作	5,850	
油彩画	菅井汲	フェスティバルN・P	1,545	(注 1)
油彩画	ジェニファー・バートレット	二つの卵・テーブル円錐	1,282	
版画	浜田知明	全 113 点のうち 81 点	2,757	(注 2)
版画	デヴィッド・ホックニー	全 147 点のうち 17 点	1,174	

（注 1）平成 12 年度に開催する「菅井汲」展にて展示が決定している。

（注 2）作品数が多数にわたるため、順次展示することとしている。

（教育庁、東京都生涯学習文化財団）

5 カタログの発注数量の決定方法に関し検討を要すべきもの

東京都現代美術館は、観覧者へのサービスの一環として、美術館内のショップにおいて企画展に関するカタログの企画・販売を実施している。これにより、以下のような在庫を保有している。

(単位：冊)

企画展名	製作部数	在庫数
MOTアニュアル	3,500	981
アクション	4,000	1,522

(平成11年10月末現在)

カタログの製作数量を決定する要因は大きく2つあり、ひとつが「入場者見込数」であり、もうひとつが、「入場者数に対するカタログ購入者の割合」である。具体的には、製作数量は以下の算式で算定される。

$$(\text{製作数量}) = (\text{入場者見込数}) \times (\text{入場者数に対するカタログ購入者の割合})$$

「入場者数に対するカタログ購入者の割合」は、カタログの内容(質・量)及び販売価格に大きな影響を受ける。

企画展が終了するとカタログの販売量が極端に減少することから、発注数量を決定する方法については極力在庫を少なくするような方策を検討されたい。

(教育庁、東京都生涯学習文化財団)

## 東京武道館

- 1 物品の現物管理において、一品ごとの品名設定を行うべきもの  
品名コードの設定が品名ごとになっており、一品一対応になっていない。例えば、パンフレット台は規格が3種類あり、数量は全5個であるが品名コードは01030032のひとつである。現物に貼付されているシールにも品名コードが記載されているにとどまる。  
現物管理のために、一品一対応の管理体制を確立されたい。  
(教育庁、東京都生涯学習文化財団)
  
- 2 物品の現物調査を実施すべきもの  
東京都と東京都生涯学習文化財団との業務委託契約書中の物品の取扱要領第8条によれば、受託期間満了後の保全物品について数量等を「保全物品一覧表」と照合し、「物品現在高調書兼物品引渡書」により東京都に返還することとなっているが、数量等の照合を行って切れていない。  
物品取扱要領に従った数量等の照合を実施されたい。  
(教育庁、東京都生涯学習文化財団)
  
- 3 借用動産についても、物品に準じた現品管理を行なうべきもの  
リース会社等よりの借用動産の管理方法についての定めがなく、定期的な現物調査を行う体制が確立されていない。借用動産についても、保管責任が東京都生涯学習文化財団にあることから、保全物品に準じた管理を行うべきである。  
なお、東京武道館管理係では、契約を管理するため、借用動産の品名、台数、業者、設置場所及び契約期間を記載した借用契約の一覧表を自主的に作成している。こうした一覧表を活用し、現品管理の精度の向上を図られたい。  
(教育庁、東京都生涯学習文化財団)

## 東京国際フォーラム

### 1 財団の課税所得計算につき検討を要するもの

東京国際フォーラムの運営に関し、財団法人東京国際交流財団（以下「東京国際交流財団」という。）にはプラスの収支差額（課税所得）が発生しており、国に対し年間約1億5,000万円の法人税を納付している。

現状では当該施設を東京都より使用貸借によって借りていることから、減価償却費等を東京国際交流財団が負担する状況になっていないために、東京国際交流財団に課税所得が生じる状況にある。つまり、当該事業に関して発生する費用の一部分だけを課税計算の対象としているために課税所得が生じる結果となっている。

建物等の減価償却費が適切な範囲で東京国際交流財団の費用となるような仕組みを考案したり、都民還元に資する事業を実施するなど、東京国際交流財団の課税所得計算につき検討されたい。

(生活文化局、東京国際交流財団)



## 2 アートワークの現物調査を実施すべきもの

東京国際フォーラムには以下のようなアートワークが備えられているが、それらアートワークについて現物調査が行われていない。アートワークについては、東京国際交流財団への物品貸付契約に基づく物品の管理要綱（以下「管理要綱」という。）第2条によれば、「あわせて生活文化局総務部が財務会計システムに登録し、管理する」こととなっているため、東京国際交流財団として独自の現物調査を行っていなかったとしている。

絵画	72点
版画	26
刺繍	1
写真	10
彫刻	24
タペストリー	1

アートワーク：建築空間と調和しつつ親しみや潤いを感じてもらうとともに、施設の文化的質を高めるために設置された芸術作品。

管理要綱第2条は、東京国際交流財団の管理責任を解くものではなく、契約書に基づく報告に独自の調査が必要であることに変わりはない。また、アートワークの現物に最も近い位置にいるという立場からも、東京国際交流財団による現物管理は重要である。

東京国際交流財団は、アートワークについても現物管理の必要性に基づく現物調査を実施し、契約書に基づく在庫状況報告の基礎とされたい。

(生活文化局、東京国際交流財団)

## 3 賃借物品について、管理制度を確立すべきもの

賃借物品に対して、東京国際交流財団は管理規程等を特に設けてはいない。また、現物調査も実施していない。

契約上、東京国際交流財団に現物の保管管理責任があるので、東京国際交流財団は現物管理を行う必要性がある。

賃借物品に係る管理規程等を設け、それに基づいて現品調査を含む制度的な管理方式を導入されたい。

(生活文化局、東京国際交流財団)

#### 4 物品の買替、更新、廃棄について規程の整備等を実施すべきもの

照明設備、音響設備等の物品は東京都に帰属しているが、補充を実際に行う東京国際交流財団としては、個々の物品購入をその都度東京都に依頼するのは現実的ではなく、また、日々施設を運営する必要上迅速に対応しなくてはならないこともあって、最小限の対応のために東京国際交流財団の費用負担で物品購入を行っている。

また、買替、更新等に付随して廃却を要する物品が生ずることとなった場合、東京都からの貸与資産であるため、形式的には処分の際して東京都の指示を待つこととなる。しかるに、現状では要廃却物品の処理についての取扱いが明確となっていない。

今後、物品の買替・更新・廃棄等の取扱いについて、軽易なものについては事後報告とするなど、東京都と東京国際交流財団との間で協議を行い、規程整備等を図られたい。

(生活文化局、東京国際交流財団)

#### 5 会議室の稼働率向上を図るべきもの

報告されている平成10年度の月別の稼働率(日数から見た稼働率)を見ると、4割前後から8割が稼働していたことになる。

しかるに、使用時間別の会議室の貸出状況を見てみると、最も多いのが3時間使用(約38%)、次が4時間使用(約16%)、そして午前9時から午後5時の使用(約15%)という構成比率が示すように、比較的短時間の使用で占められている。そのため、公表されている稼働率から期待される程の室料収入を得られていない。

会議室の増収策について積極的に検討を進められたい。

(生活文化局、東京国際交流財団)

## 東京国際展示場

### 1 総合事務管理システムを改善すべきもの

東京国際展示場の管理・運営のために東京都が所有する「総合事務管理システム」は、展示・会議施設の貸付スケジュール等を管理する貸付管理システムと、債権管理・決算管理を行う経理システムにより構成されている。

このシステムは、東京都と社団法人東京国際見本市協会（以下「東京国際見本市協会」という。）が締結した東京国際展示場の貸付契約にて、契約上使用義務が明記されているものである。

当該システムは東京国際展示場を管理・運営していくに当たって重要な役割を果たすべきものであり、東京国際見本市協会は、契約に従って同システムを使用している。しかし、貸付管理システムは有効に機能しているものの、経理システムについては不具合等の理由により有効に機能せず、東京国際展示場の管理・運営に支障をきたしている。具体的には、以下のような問題点がある。

総勘定元帳等の諸帳票を作成できない。

債権管理が適切にできない。

#### (1) 総勘定元帳等の諸帳表を作成できるように改善すべきもの

現在の経理システムでは、実用に耐える総勘定元帳・補助元帳・試算表等の会計帳簿類、収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表等の財務諸表が作成できない。

そのため、東京国際見本市協会はやむを得ず、パソコンで総勘定元帳等を作成するなど当初想定されていなかった作業をせざるを得なくなっている。また、収支計算書等も試算表より別途手作業で作成している。

経理システムの見直しを実施し、総勘定元帳・補助元帳・試算表等の会計帳簿類、及び収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表等の財務諸表を経理システムより出力し得るようなシステムとしなければ、契約規定の趣旨を達成することが難しい。その際、東京国際見本市協会は収益事業を実施していることから損益計算書も必要であるので、損益計算書も出力可能にすることをも含め、経理システムの改善をされたい。

(2) 債権管理メニューにつき改善を要するもの

経理システムには、債権管理メニューという債権管理機能がある。当該メニューは債権への入金を自動振当てする機能を有するものであるが、実際には有効に稼働せず、その結果、以下に記載するような回収可能性に疑義のある未収金が発生することとなった。

東京国際見本市協会の帳簿によれば、平成11年3月末の未収金（4億2,723万円）のうち、第28期（平成8年度）及び第29期（平成9年度）に発生し、監査実施日（平成11年9月7日）現在、未回収となっているものが、9,565万円ある。このうち、債権の二重計上により生じた過大な帳簿上の残高が3,630万円である。

また、上記以外にC社宛での展示場施設使用料及び付帯設備等使用料1,504万円は、法人税法に定める貸倒処理の基準に当てはめれば、同社が継続的取引先であること、最終の弁済期（平成10年6月）から1年以上を経ていることから、税務上貸倒処理が可能な状況にある。

現在の債権管理は、帳簿類の作成と同様に、パソコンで収入の種類別残高及び取引先別残高を別途作成する方法で実施している。

一般的には、入金データを請求単位で入力して、債権管理できるシステムを採用することで事務作業の効率化（二重入力の回避）を推進しているのに、システムとは別にパソコンで債権管理作業をさせることは、東京国際展示場の管理・運営において非効率の作業をさせていることになる。

未収金を極力減らすこと及び作業効率化のために、債権管理メニューにつき改善されたい。

（労働経済局）

## 2 警備業務の委託契約方式につき、複数年度方式とすべきもの

東京国際展示場は、警備システムが建物に組み込まれていなかったため、警備業務を受託した株式会社東京国際貿易センター（以下「(株)東京国際貿易センター」という。）は、D社（警備会社）と共同開発した警備システムを東京国際展示場に設置しているが、その委託契約は単年度方式によっていて毎年更新することになっている。

当該設備は警備会社を変更した場合、転用がきかないものである。当該設備を導入することは、形式上単年度契約としていても、設備の使用期間にわたり契約を継続することで経済的に合理的となり得る行為である。したがって契約締結に当たっては、(株)東京国際貿易センターは当初より複数年度契約の締結を交渉すべきであり、稟議等も複数年度契約を前提にした条件にて検討されたい。

（(株)東京国際貿易センター）

### 第3 意見

#### 各施設に共通する事項

#### 1 各施設の主管部門及び財務局営繕部において対応の検討が望まれることについて

##### (1) 長期的な視点に基づいた施設設備の維持管理の仕組みについて

現在、東京都においては「10財営コ第93号」(平成11年3月26日付)により長期保全計画を策定中であるが、それ以前は施設に関する長期修繕計画は作成しなければならないものとはなっていなかった。また、施設建設時の契約において、竣工後の施設設備の維持管理に関する計画の提出までは求められていなかった。

このため、長期的な視野のもとに経済性及び効率性を考慮しつつ、施設機能を確実に維持し陳腐化を防止するための方策を実施するための基礎情報が整えられて来なかった。

それぞれの施設においては長期的な取り組みの必要性は強く認識されているものの、ほとんどの施設において基礎的計画は策定段階にあるか、ようやく完成した段階であり、それに基づく対策実行の仕組みは未完成である。

早急に基礎となる計画を完成し、あわせて基礎情報を整備し施設設備の最新状態が的確に把握できるようにするとともに、それらに基づく対策が確実に実行し得る仕組みが機能するようにすることが求められる。

この際、東京都とそれぞれの施設を運営管理している団体との役割分担を明確化し、東京都とそれぞれの団体との協働によって取り組む仕組みを構築することが望まれる。

##### 計画を作成中

江戸東京博物館(生活文化局、東京都歴史文化財団)

東京都現代美術館(教育庁、東京都生涯学習文化財団)

##### 仕組みの完成を進める段階

東京国際フォーラム(生活文化局、東京国際交流財団)

東京国際展示場(労働経済局)

東京武道館(教育庁、東京都生涯学習文化財団)

## (2) 修繕の基礎となる図面情報の効率的・効果的な活用について

東京都における施設建設時の契約においては、竣工図面は書面（マイクロフィルムを含む）で提出されるだけであった。このためほとんどの施設において図面で最新状態を把握し、管理するためには多大な負荷投入が必要な状況にある。通常、長期にわたって紙ベースの管理で最新状態を把握することは事実上不可能になることが多い。

施設設備の維持管理を効率的に行う仕組みとしては、電子情報を基礎とする環境の整備によって行うことが検討されて良い。例えば、大規模の施設設備に携わる設計者は設計図面をCADで作成するのが通常であるので、この情報を電子媒体で提出を受けるとして、あわせてそのための機器設備の導入及びそれを活用し得る人材の育成確保を行うことによって、効率的な維持管理の基礎とすることが可能となる。その際に費用対効果に関して十分に検討しなければならない。すでに、その環境が整えられている東京国際交流財団などが、他施設の運営管理を効率化することを検討する際のモデルケースとなると思われる。

それぞれの維持管理に関する技術者の能力を効果的かつ効率的に活用するための仕組み作りについても、今後一層の検討が望まれる。

### 基礎が未完成

江戸東京博物館（生活文化局、東京都歴史文化財団）

東京都現代美術館（教育庁、東京都生涯学習文化財団）

東京武道館（教育庁、東京都生涯学習文化財団）

### ある程度の基礎は整いつつある

東京国際展示場（労働経済局）

### 活用の仕組みを構築する段階

東京国際フォーラム（生活文化局、東京国際交流財団）

## 江戸東京博物館（本館、たてもの園共通）

### 1 長期修繕計画等について

本館の施設・設備等については、平成5年の開館後6年を経過している。施設・設備等の不具合に関しては工事等の対応をその都度行っているが、例えば、通訳機には状態の悪いものも目立ってくるなど、サービス水準維持の観点から懸念すべき点も出て来ている。江戸東京博物館が設置目的にかなう機能を維持してゆくためには、建物本体から諸物品に至るまで必要なものであるという観点から、計画的な維持管理を図ってゆく必要がある。今後の見通しを十分検討し、長期的な維持管理計画を策定すべきである。

また、施設・設備の維持管理を確実に遂行するための仕組みを早急に強化することが求められる。特に、専門的な知識や経験を有する技術職員の能力を効果的に活用する仕組みを検討することが求められる。（東京都からの支援と東京都歴史文化財団内における仕組みの連携として考慮することが望まれる）

（生活文化局、東京都歴史文化財団）

### 2 決裁手続の効率化について

東京都歴史文化財団の事務局が庭園美術館(港区白金台)内にあることによって、承認決裁手続きのために両国と白金間の往復、都庁との往復など、各館が地理的に離れていることによる事務負担の増大が見られる。

事務の効率化の視点から、電子決裁システムの導入等による地理的距離の克服、また、事務の発生量に対応した事務局設置場所の変更、承認手続の簡素化等を検討されたい。

（生活文化局、東京都歴史文化財団）



### 3 東京都歴史文化財団全体としての指名業者等選定委員会の設置について

東京都歴史文化財団における契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとされている（財務規程第 44）。東京都歴史文化財団は厳正かつ公平な優良業者等の選定と適切な契約及びその履行を図るため、事務局及び各館毎に指名業者等選定委員会を設置している。契約者については 4,000 万円以上の案件が理事長名となっているが、指名業者の選定自体は各館に委ねられているのが実情であり、東京都歴史文化財団全体としての指名業者の選定体制が確立されていない。

「一定金額」以上の案件については、各館からの代表者を含む東京都歴史文化財団全体としての指名業者等選定委員会を設置し、東京都歴史文化財団全体として指名業者を選定する体制を検討されたい。

この「一定金額」の設定については、契約者が理事長名となる 4,000 万円も一つの基準となり得るが、事務効率化の観点から該当案件が多くなり過ぎないように件数を考慮の上設定する必要がある。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)

### 4 博物館として維持すべき基礎的技術の開発や技術の伝承について

収蔵品の修復作業は外部委託されている。修復技術が組織には蓄積されていないと言える。

修復に必要な技術、薬品、道具などの知識や経験の蓄積は博物館として基礎的必須事項であると考えられる。また、修復作業が単なる修理作業ではなくて、新たな発見をもたらす可能性があることを考慮すると、修復に関する技術や知識を組織に確保する仕組みが検討されるべきである。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)

## 5 東京都歴史文化財団による館の自主的・自律的運営について

他にあまり類を見ない博物館としての使命を模索しつつ多様な生涯教育の場として機能するためには、東京都歴史文化財団による館の自主的・自律的運営が必要である。しかし、現状において財団として自主企画事業等を効果的に立案・実行するための条件が未整備である。

即ち、財団が企画を自主的に生み出すには制約条件が多い。例えば、自主事業である企画展示（展覧会事業）の事前承認が求められることや、当該事業から得られる収入がすべて東京都に帰属することなどが挙げられる。

博物館としての使命を果たしつつ、東京都歴史文化財団が経営努力を発揮できるような仕組みが検討されてもよい。特に、企画展示（展覧会事業）については、財団の自主性を重視し経営努力を促す方向で条件整備の余地がある。例えば、定額補助方式を採用し観覧料を財団の収入とすることも検討の価値がある。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)

## 江戸東京博物館（本館）

### 1 利用者から見た江戸東京博物館の満足度について

博物館で行われているアンケート調査（平成11年6月分）を再点検した結果、以下のようなことが読み取れた。実際に何らかの評価を下した人を母数として、調査結果を整理した結果、以下のような状況が浮かび上がっている。

（利用しなかった人と不明者を除いた人数を母数とした）

(1) 施設満足度に関して

	常設展示	図書室	映像ライブラリ	映像ホール	ミュージアムショップ	レストラン / 喫茶
良い	61.4%	52.2%	58.1%	56.7%	47.3%	44.4%
普通	29.1%	37.0%	30.9%	33.5%	39.3%	38.1%
悪い	9.5%	10.8%	11.0%	9.8%	13.4%	17.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

利用しなかった人と不明者を除いた百分率

ア レストラン / 喫茶に関する満足度を高める努力について

レストラン / 喫茶に関する不満度の高さが目立つ。何らかの評価をした人に占める不満足の比率が 17.5%あり、他の施設と比べて突出している。

一般にサービスが悪かった場合、味が良いものであったとしても「まずかった」という評価が出やすい心理的傾向があることを考慮すると、「まずかった」というのは味の面だけではないということ認識しなければならない。

自由記述にあるように、従業員のサービスの姿勢からメニュー（味や種類、価格）に至るまで、改善要望が多いことを数字で裏付けている。

食事以外には、館内が広いこともあり、昼食時に混雑することやのどが乾いたときの飲料確保が十分に出来ないことなども改善すべき点として現れている。

一旦外に出て昼食が取れないからには、館内での飲食サービスの水準向上に関する配慮が求められる。

イ ミュージアムショップの商品構成を来館者の年齢構成に応じる工夫について

何らかの評価をした人に占める不満足の比率が 13.4%ある。

この原因は、特に子供から得られた自由記述にあるように、商品構成や価格構成にあると思われる。小学生などの団体旅行で許容されるお小遣いの範囲で、魅力あるものを商品として充実させることが検討されて良い。また、海外からの来館者、高齢者、子供というような層が、来館者の重要な層を形成しているので、それらを意識した商品構成が検討されて良い。

平成 11 年度から導入したポスシステムから得られるデータを活用した商品構成、価格構成の検討が期待される。

(2) 入館者に接する要員に対する満足度に関して

	案内係	警備員	テナントの店員	ボランティア
良い	58.6%	46.9%	47.7%	52.8%
普通	29.0%	36.5%	39.7%	33.5%
悪い	12.4%	16.6%	12.6%	13.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

不明を除く

ア 警備員の接客姿勢について

警備員に対する不満足度が高い。

自由記述に現れているように、イレギュラーな事態に対する対応が充分でないことによる不満の発生が予想される。これも自由記述に現れているが、子供などに対する対応に関して、威圧感などが悪い印象として表現されている。

原則として定められていることと、障害者や高齢者に対する例外対応等とのギャップのような事例について、各警備員に徹底することが必要であろう。

威圧感を与えないような言葉遣いや、表情の研究もなされて良い。学ぶべきはディズニーランドにおける清掃、案内、会場整備などを一括して担当している係であろう。

イ ボランティアの事前教育について

満足度も高いが不満足度も 13.7%と、ボランティアの質にバラツキがあると予想される。

ボランティアという性格上、質のレベルを確保することはかなり難しいとは予想されるが、接客マナー等についての事前教育の充実が求められる。

(3) アンケート調査を充実させるために検討が望まれる今後の課題

ア 入館者の動線に関する調査を行うことが望まれる

館内の移動経路がよく分からない、迷うという記述が多い。入館者がストレスを感じることなく館内を回ることが出来るようにするための工夫を、どのようなところを重点として行うべきなのかを把握することが必要である。

交通機関の利用と、そのアクセスに関する改善ポイントの把握が求められる。

イ 空間として整備すべきものに関する調査を行うことが望まれる

休憩できる場所、のどを潤す場所に関する充実及びそれらの所在を示すわかりやすい掲示の要望はかなり多いと思われるので、その実態を把握することが求められる。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)

## 2 貸出施設の使用目的及び使用料を弾力化し、収益増を図ることについて

ホール、会議室他の貸出施設は、東京都江戸東京博物館条例（以下「条例」という。）第6条に基づき、江戸及び東京の歴史と文化に関する講演会、講習会、研究会、鑑賞会等を実施するためにのみ使用を承認している。いわば、博物館本来の目的のみに使用が限定されている。

また、条例の別表第2に定める使用料は例えば、400人の収容力のあるホールが、終日使用で57,000円と非常に安価であり、文化事業の利用を前提としたものとしてよい。

一般利用を最初から完全に排除した考え方をするべきかどうかは再考の余地がある。即ち、江戸及び東京の歴史と文化に関する使用を最優先にしつつも、商業目的を含む一般利用にも道を開き収入確保の機会を得られるよう検討する余地があると考える。

商業目的を含む一般利用を可能とした場合には、受益者負担の観点から、別の料金体系を設け収益増に結び付けるべきである。

なお、条例第6条に定められた本来の目的での利用の障害となることのないよう、予約可能期間等に違いを設ける等の工夫が図られるべきである。

（生活文化局、東京都歴史文化財団）

## 江戸東京博物館（たてもの園）

### 1 たてもの園のこれからの運営計画を明確にすることについて

これからたてもの園をどのようにするのかについて、現状の環境条件を踏まえた具体的な計画が無い。

復元作業も大詰めに来ていることと、厳しい財政状況を反映した計画の遅延も考慮すると、ハードの側面の整備はほぼ終了時期を迎えていると判断できる。

これからは、ハードの面では復元建物の維持管理が主体となり、研究活動や普及活動などのソフト面に重点が移ることになる。

今後は学芸員の役割のシフトが着実に進められることが求められる。これまで学芸員の活動の重点であった博物館としての体裁を整えるプロセス（建物の選定、事前調査、交渉、解体、保管、復元）から、収集資料の分類整理、研究活動、普及活動などが主体になることへの転換プロセスを明確にすることが望まれる。それも組織合意された明確な方向性と計画が不可欠であろう。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)

### 2 入園者の実態把握について

研究目的の来園者数はかなりの数に上るとされているが統計は十分に取られていない。

たてもの園として何を改善すべきなのか、そのヒントとなるクレーム情報が十分に把握分析されていない。

入園者の実態把握を強化し、たてもの園の改善や機能強化に確実につなげるために、アンケートの調査項目の練り直しや、アンケートで何を確認するのか十分に検討し、質問項目の設定を確実に行うことが望まれる。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)



### 3 入園者向け普及活動の充実について

平成 10 年 8 月 1 日から博物館ボランティア制度を実施し、団体案内及び民家の燻煙など入園者サービスの充実を図っている。また、学芸員によるミュージアムトークは魅力あるものと思われるが、たてもの園における活動状況は月 1 回と少ない。ボランティアガイドの活躍状況も実数としてはやや少ない。

効果的な教育普及手段の検討がさらに進められる必要がある。また、学芸員の活躍の場やボランティアの活躍の場を拡大することもその普及活動強化とともに検討が望まれる。

(生活文化局、東京都歴史文化財団)

## 東京都現代美術館

### 1 契約金額と契約目途額との乖離の程度について

東京都現代美術館は企画展の会場装飾を委託する業者を、指名競争入札により選定している。入札の場合、総価で行われるので、一般的に契約金額と契約目途額との乖離の程度について分析をしていない。そこで、最近1年間に開催された企画展について、契約金額と契約目途額との乖離の程度を分析してみたところ、特定の項目で大きな乖離が出るなど、乖離する理由に一定の傾向があることが判明した。

契約金額と契約目途額の乖離の程度を分析し、その情報を次の契約目途額算定に役立てた上で、契約金額と契約目途額との乖離の程度を縮小させることが望まれる。

(教育庁、東京都生涯学習文化財団)

### 2 長期修繕計画について

現在のところ、長期的な施設設備の維持管理のために長期保全計画を平成11年度末を目途として作成中であり、また、施設管理仕様書の標準化検討を行っている。現在までは、長期保全計画がないので、東京都生涯学習文化財団では3ヶ年の「諸施設整備年次計画」を策定し、それにより修繕を行って来た。平成11年度から開始された機械類のオーバーホールを中心とする大規模修繕は、この計画によって行われている。

今後、長期保全計画に基づいた、実効性のある修繕の実施が望まれる。

(教育庁、東京都生涯学習文化財団)

## 東京武道館

### 1 東京武道館の勤務体制について

平成 11 年 9 月 1 ヶ月間の東京武道館に勤務する職員の勤務実績を集計したところ、係別の早番、遅番及び早番・遅番の重複について次の結果が得られた。重複とは、午後の時間帯（午後 12 時 45 分から午後 5 時 15 分）において、早番の人と遅番の人が同時に勤務している状態をいう。

（単位：人）

管 理 係			利用サービス係			事務普及係		
早番	重複	遅番	早番	重複	遅番	早番	重複	遅番
83	111	33	85	123	38	87	122	44

\* 早番、遅番の合計が単純に重複の数字にならないのは、半休の場合や、結果として一日を通して働いた人がいるためである。

職員、再雇用職員ともに 1 日の勤務時間は 8 時間と定められている（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 3 条 1 項、東京都再雇用職員設置要綱第 9 条 2 項、東京都生涯学習文化財団再雇用職員就業規則第 9 条 2 項）。東京武道館は、開館している時間に合わせ午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までの間に 8 時間勤務するものとしているが、8 時間の勤務を割り振るのみでは硬直的である。上記の重複もこの規定をあてはめて 8 時間の勤務を割り振った結果、生じているものである。8 時間未満での勤務を可能にして、柔軟な人員の割り振りを行うことが望ましい。財団独自の雇用を行うことで、条例等の規制を受けない人員配置を図ることも検討の余地がある。

（教育庁、東京都生涯学習文化財団）

### 2 施設への小規模な造作等に関する、設計者との協議について

東京武道館では、利用者の便宜を図る等の観点から小規模な造作等を検討する場合、建物の設計者と相談を行なっている。しかし、設計者の意向と相違する場合もあり、例えば、館内において種々の PR 等のためのポスターを貼る場所も限定されたこともある。

設計者の意向を尊重しつつ、施設の有効活用及び利用者の便宜という観点から小規模な造作等の改変に関し設計者の理解を求める必要がある。設計者との十分な協議が望まれる。

（教育庁、東京都生涯学習文化財団）

### 3 長期修繕計画について

長期的な観点から作成された修繕の計画は手元にあり、いつでも活用できるようになっている。

現行の長期修繕計画を基に、さらに施設設備の機能の確実な維持と陳腐化の防止策等も含め、施設のライフサイクルコストを意識した総合的な計画への拡充が望まれる。また、その計画を確実に実行するための仕組みを強化することについても検討することが望まれる。

(教育庁、東京都生涯学習文化財団)

## 東京国際フォーラム

### 1 東京国際交流財団の固有職員の処遇について

営業活動を担っている東京国際交流財団の固有職員に対する処遇などについて点検した結果、現状においては民間企業におけるような営業職の処遇体系ではなく、年功序列の色彩が強いものとなっている。

東京国際交流財団の固有職員について、営業力の一層の強化を図ろうとするのであれば、そのモラルの維持と向上のために既存の処遇体系を見直すことが求められる。担当するマーケット特性に配慮した実績評価の比率の高い、信賞必罰型の方式を導入することの検討が望まれる。

(生活文化局、東京国際交流財団)

### 2 施設に対し行う造作について

東京国際フォーラムの建築物としての著作権は、設計者であるB氏(米国)にある。これは、建設時に行われた設計競技において付与されたものである(東京国際フォーラム設計競技要項17)。

東京国際フォーラムでは、利用者の便宜を図るため小規模な造作を行うことがあるが、現状では著作権者(設計者)への配慮から、場合により著作権者(設計者)と相談の上行っている。例を挙げれば、誘導サインの新設・変更作業などがある。

ごく小規模な造作でもその都度米国の設計者と協議するのは時間と費用がかかり非効率である。また、利用者の便宜と建築物としての美観という二つの要請において、結果として後者が優先されることになりがちである。

今後必要になってくる修繕工事においても、ある程度東京都側の判断による迅速な対応が必要となってくる可能性がある。

東京都は、設計者の意図を尊重し設計意図を損なう大きな変更は行わないよう努力するとの立場であるが、時の経過の中で諸事情を考慮しつつ施設の有効活用を図るには制約を少なくする工夫が必要であると思われる。

なお、大規模修繕については著作権者(設計者)との協議が予定されることとなるが、長期的な修繕計画を策定すれば余裕をもった調整期間を得ることができ、スムーズな修繕工事の実施に資することになる。これは利用者の便宜にもつながる。

(生活文化局、東京国際交流財団)

### 3 長期修繕計画について

東京国際フォーラムでは、長期修繕計画の作成について平成9年8月から作成に取り組んでおり、平成11年10月に「長期20年計画」、それに基づく「5ヶ年の修繕計画」及び「備品の更新計画」を完成させている。

また、修繕等の基礎情報の確保状況については以下のようになっている。

項目	状況
竣工図面	ペーパーと電子媒体で保管している C A D化された図面を整理中である
C A Dの操作	職員を育成中である
保存電子媒体数	1部のみである
修繕情報の更新	C A D情報に基づいて更新する段階には至っていない

今後、東京国際フォーラムに関し以下のようなことが望まれる。

- (1) 作成された保全計画に基づく対策が確実に実行し得る仕組み作りを確実に推進すること。
- (2) 施設設備の機能維持ばかりではなく、施設の陳腐化防止策なども含めて、運営母体である東京国際交流財団の財政状態の健全性を維持しながら適正な対策が打たれる仕組みを確立すること。
- (3) 電子媒体で提供されているC A D情報は、正副本の管理を的確に行ってデータの破壊を防ぐとともに、維持管理情報の履歴管理を効果的・効率的に行える仕組みを整えること。

(生活文化局、東京国際交流財団)

## 東京国際展示場

### 1 今後検討が望まれる課題について

東京国際展示場の収支や稼働率は、ほぼ当初に想定した水準を達成している。しかし、まだ改善すべき余地はあり、今後さらなる向上のための諸活動が検討されて良いであろう。特に、以下の4点は目下の検討課題である。

#### (1) 運営の効率化について

平成8年の事業開始以来、東京国際展示場の管理・運営には東京国際見本市協会と東京国際貿易センターが一体となって当たっている。東京国際見本市協会は、展示場や会議室の貸付業務・備品の管理・施設の補修等を担当し、東京国際貿易センターは、維持管理業務（清掃・警備等）を担当している。この関係は、「国際展示場の管理運営体制整備基本方針」（平成4年9月14日局長決定）に基づいたものである。

整備基本方針が決定されたときの経済環境や上記2団体の収支構造等と、現在のそれとは大きな変化がある。運営の効率化推進のために、両団体の役割分担の再検討が望まれる。

#### (2) 修繕計画について

東京国際展示場については、「長期修繕計画」として、長期30年とそれに基づく10年、5年及び単年度の計画を策定し、それに基づく対策を検討している。これら修繕計画には、以下のような項目が含まれている。

設備（電気、機械、防災等）

建築（床、天井、外壁等）

また、維持管理を実施する体制としては東京国際見本市協会の施設課に課長を含めて6名の技術職員を配置しており、施設管理のマニュアルとしてハード面の仕様を定めた「標準仕様書」と「特記仕様書」が整備されている。

上記のように、維持管理を実施していく基礎はできているので、着実に計画を実行することが今後の課題である。また、その過程では東京都と東京国際見本市協会との役割分担を明確化し、それぞれについてその役割を遂行できる財務基盤の強化が必要となってくる。さらに、展示スペースの設計においてCAD情報が活用されていることから、維持管理の効率化のためにCAD情報を「費用対効果を考慮しながら活用する」仕組みを検討するなど効率的維持管理が望まれる。

(3) リスクの軽減について

現在のところ、展示場のキャンセル料を徴収しないこともあり、前金納入期限直前のキャンセルが多発している。また、キャンセルには至らないものの、開催規模が縮小されるケースが増えてきている。

開催の直前（1ヶ月前～2ヶ月前）にこのような事態が生じると、展示場という事業の性質上、新たな受注を獲得するのが非常に困難となり、結果として稼働率が低下してしまう。

以上のような状況を踏まえたリスクに関する分析・研究が必要である。上記のような事象に対し、早めに利用動向を見極めリスク発生を抑止する方策を講じるなど、リスクを最小限にとどめることが肝要である。

(4) 周年稼働について

東京国際展示場は、「見本市会場」という概念にとらわれない「コンベンションパークの中核施設」として建設されたものである。その役割としては、「人」、「モノ（商品）」、「情報」の交流拠点として、人々が集まる場所と機会の提供が期待されている。

今後、東京国際展示場には、上記の役割を果たすために、常に「人」、「モノ（商品）」、「情報」が集まっていること（周年稼働）が求められる。しかしながら、現在のところ「イベント等が開催されない日」が多い時期（閑散期）があり、このことが周年稼働の達成のために克服すべき課題（閑散期対策）となっている。閑散期への対策として、産業振興という大目的に軸足をおきつつも多様なイベントに対する広報活動の強化が望まれる。

さらに、同様なイベントを開催している東京国際フォーラム（東京国際交流財団）との情報交換や、可能な協力関係についての研究などを今後積極的に進めることも考慮しつつ、世界都市東京のシンボルとなることを期待するところである。

（労働経済局）